

先端設備等の導入により労働生産性を向上させましょう！

～制度活用による特例措置のご案内～

栗東市では、市内中小企業者の労働生産性の向上を図ることを目的として、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定しました。

この計画に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画」を作成し市から認定を受けると、次のような特例措置を受けることができます。



- 平成33年3月31日までの間に先端設備等を取得した場合、当該設備にかかる固定資産税（償却資産）が3年間ゼロになる固定資産税の特例措置が受けられます。
- 別枠融資など信用保証機関による必要な資金繰りの支援が受けられます。
- 国によるものづくり補助金等の審査時の加点対象となり、補助金の優先採択が受けられます。

1. 導入促進基本計画の概要

- (1) 計画の期間は、国同意を受けた日（平成30年7月2日）から3年間です。
※「栗東市導入促進基本計画」は、市ホームページをご覧ください。
http://www.city.ritto.lg.jp/kigyo_jigyosha/7021.html
- (2) 計画対象となる先端設備等は、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で定める先端設備等のすべて（機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア。中古資産を含む。）としています。
- (3) 計画の対象地域は、市内全域としています。
- (4) 計画の対象業種は全産業としており、対象事業は労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれるすべての事業としています。

2. 先端設備等導入計画の申請

- (1) 中小企業者が生産性向上特別措置法に基づく特例措置を受けるためには、栗東市から「先端設備等導入計画」の認定を受けていただく必要があります。
- (2) 市への計画認定申請に際しては、「工業会の生産性向上要件証明書」及び「先端設備等導入にかかる誓約書」を添付してください。また、国の認定を受けた経営革新等支援機関（商工会・金融機関・税理士等）による事前確認を受けた後に、市への計画認定申請を行ってください。
※所定様式は、最終ページに掲載しています。
※認定経営革新等支援機関は、中小企業庁ホームページで確認してください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>
- (3) 対象となる先端設備は、1－(2)と同様です。

(4) 対象となる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に定められている以下の中小企業者すべてとしています。

【業種分類（資本金の額または出資の総額／常時使用する従業員の数）】

- ・製造業その他（3億円以下／300人以下）
- ・卸売業（1億円以下／100人以下）
- ・小売業（5千万円以下／50人以下）
- ・サービス業（5千万円以下／100人以下）

〈政令指定業種〉

- ・ゴム製品製造業（※）（3億円以下／900人以下）
- ・ソフトウェア業または情報処理サービス業（3億円以下／300人以下）
- ・旅館業（5千万円以下／200人以下）

※自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。

(5) 計画の期間は、3年間、4年間または5年間としています。目標達成が可能な期間を設定してください。

(6) 計画の目標は、労働生産性が年平均3%以上向上するように設定してください。

※労働生産性は、国の導入促進指針で定める算定式で算出してください。3年計画の場合は最終年で9%以上、4年計画の場合は最終年で12%以上、5年計画の場合は最終年で15%以上となるよう目標を設定してください。

※国の導入促進指針は、中小企業庁ホームページで確認してください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

(7) 計画受理後、認定するまでの期間は、原則30日間としています。先端設備等の導入は、必ず市の計画認定後に行ってください。

■先端設備等導入計画のスキーム

経済産業大臣（「導入促進指針」の策定）

協議済 ↑ ↓ 同意済

市（「導入促進基本計画」の策定）※期間：国同意後3年間

申請 ↑ ↓ 認定

申請者【中小企業者】（「先端設備等導入計画」の策定）※期間：市認定後3・4・5年間

3. 固定資産税の特例措置対象となる先端設備等

(1) 先端設備等導入計画に基づき固定資産税の特例措置が受けられる設備は、地方税法施行令等で定める生産効率、エネルギー効率、精度その他生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の要件を満たしている設備とし、先端設備等導入計画認定後平成33年3月31日までの間に取得した設備となります。税申告により取得後3年間、固定資産税の課税標準額がゼロになります。

- ・労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供されるものである。ただしソフトウェアは除く。

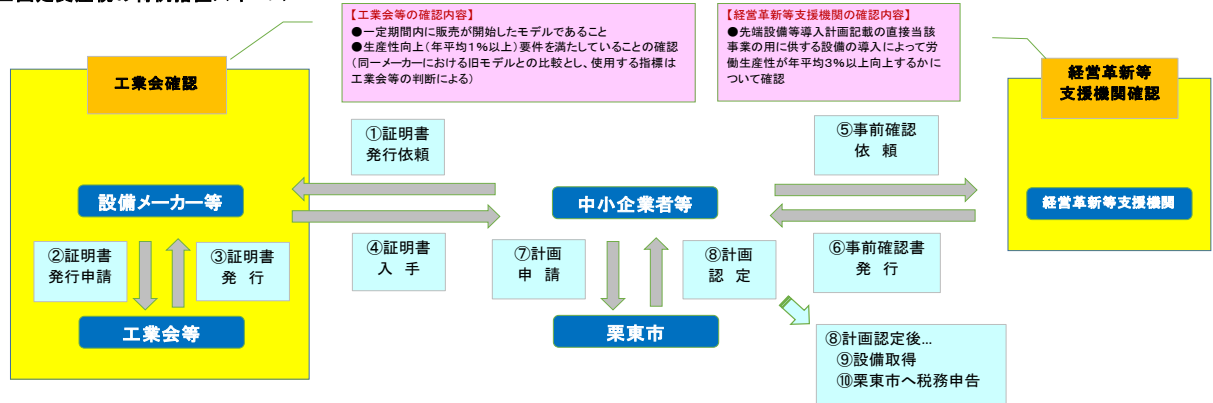
- ・中古資産でない。
- ・次の内容に合致するものである。

【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】

- ・機械装置（160万円以上／10年以内）
- ・測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）（30万円以上／5年以内）
- ・器具及び備品（30万円以上／6年以内）
- ・建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）（60万円以上／14年以内）

（2）固定資産税の特例措置対象となる中小企業者は、資本金額1億円以下の法人または従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者（大企業の子会社を除く）としています。

■固定資産税の特例措置スキーム



【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日(1月1日)までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。(計画変更により設備を追加する場合も同様)

【注2】工業会証明書については、生産性向上特別措置法成立後に公開されている様式を利用してください。

※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいですが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することも可能です。

※2 工業会証明書は、設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかによらず、設備ごとに証明団体として指定されている工業会等へ申請してください。

※3 補助金の優先採択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は対象になりませんので、工業会の証明書取得の際など留意ください。

4. 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等の導入促進に際して、中小企業者は、次の事項に配慮してください。

- 人員削減を目的とした先端設備等導入計画でないこと。
- 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画でないこと。
- 本市が行う導入促進基本計画の進捗管理を目的とした調査に協力すること。

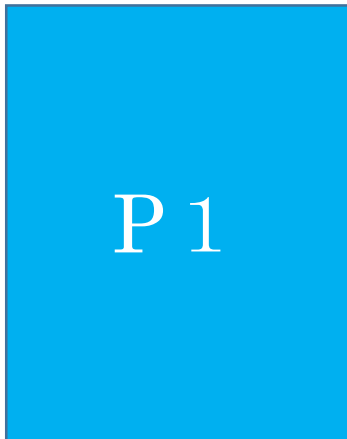
「先端設備等導入計画」関連様式集

※様式は、中小企業庁ホームページから最新版をダウンロードしてご使用ください。

計画の記入方法等の詳細は、同ページ中の「計画策定の手引き」をご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

1. 先端設備等導入計画認定申請書
(記載例)



2. 工業会の生産性向上要件証明書



3. 先端設備等に係る誓約書



4. 認定経営革新等支援機関確認書



※栗東市では、「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の受付を開始しています。「工業会の生産性向上要件証明書」「先端設備等導入にかかる誓約書」「認定経営革新等支援機関確認書」を添えて、下記へ提出してください。

提出先・問合せ…栗東市 環境経済部 商工観光労政課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

TEL : 077-551-0104 FAX : 077-551-0148